

平成29年（行ノ）第10049号行政上告受理申立て事件

申 立 人 杉村和高

相 手 方 特許庁長官

平成29年 11月13日

最 高 裁 判 所 御 中

申 立 人 杉村和高

上告受理申立て理由書 概要 と 目次

上告受理申立て理由書 概要

書面「上告受理申立て理由書」は、別紙「上告理由書」と共に、知的財産高等裁判所の判決が不服であったので、最高裁判所に対して上告するにあたってその理由を申し述べたものです。

申立人は、申立人が出願した発明の特許を認めないとする相手方の「審決」の判断が、間違いであり、不正であったことを知的財産に訴えましたが、知的財産高等裁判所の判決もまた、特許を認めず、同じく間違いであり不正であったので、最高裁判所に対して上告しました。

相手方と知的財産高等裁判所が「不正」な判断や判決を下すことを、日本国の現在の法律では想定していないと考えられますが、相手方と知的財産高等裁判所は間違いなく「不正」を犯しています。その事実は「上告受理申立て理由書」と別紙「上告理由書」に記述してあります。

ここに述べる「不正」とは、法律的誤り、論理的誤り、人を欺く等、明らかな間違いであることを承知しながらその主張を行うことを指しています。この考え方は、日常生活において多くの国民が、ただの間違いと不正とを明確に区別していることを根拠にしています。

最高裁判所は、法律に規定の無い事柄についてもその判断を行うことを義務付けられていると考えられます。ですから、この上告においてその判断を行わないとしたら、最高裁判所にその存在意義はありません。

つまり、この上告は、本願発明が発明として認められることと、相手方と知的財産高等裁判所の不正を明らかにすることを、最高裁判所に対して要求しているものです。また、それと同時に最高裁判所自身の責任についても明らかにすることを要求しています。

この「上告受理申立て理由書」では、知的財産高等裁判所の判決文の記載順に従って反論を記述し項目ごとに詳しく説明しています。また、その記載に無かった事実についても詳しく説明しています。つまり、相手方及び知的財産高等裁判所の間違いや不正がどのようなものであったかを、事実に基づき十分に説明しているつもりです。

その記述が長大になりましたのは、相手方が不正な記述を幾つも並べ立てたからであり、申立人がその責を負うものではありません。相手方は幾つもの不正を犯し、知的財産高等裁判所も同じ不正を繰り返しています。

ですから、申立人は、関連する全ての書面をお読み頂き、相手方の不正が如何に酷いものであったかについて、裁判官の皆様によく理解して頂きたいと考えています。

この「上告受理申立て理由書」の目次は次頁に記載しています。

別紙「上告理由書」では、相手方と知的財産高等裁判所の主張が憲法違反である事実を憲法の条文と共に記載しています。さらに、その記述では憲法違反の内容を幾つかの事実によって区分し、相手方と知的財産高等裁判所の憲法違反と最高裁判所の憲法違反とを区別して記述しています。

別紙「上告理由書」にも少し記述しましたが、20年前、10年前の日本国や世界をめぐる状況と今日におけるその状況は大きく異なっていることは、多くの人が承知していることです。ですから、申立人は、最高裁判所の裁判官の皆様が正しい判断をされることを何よりも強く望んでいます。

最高裁判所の判決によって、日本国が法治国家であることと、日本国が民主主義の国であることを明らかに示して頂くことを強く願っているのです。

上告受理申立て理由書 目次

表題	・ ・ ・ ・ 1
はじめに	
その1 あらまし	・ ・ ・ ・ 2
その2 「原告準備書面第3回」の引用	・ ・ ・ ・ 3
「原告準備書面第3回」	・ ・ ・ ・ 4
その3 「原告準備書面第3回」の説明	・ ・ ・ 10
第1 判決「第4当裁判所の判断」に対する反論（取消事由1）について	
(A) 特許審査における明確性の要件	・ ・ ・ 12
(B) 【請求項】に記載の文言の明確性の問題	
(ア) 大きめの石や岩	・ ・ ・ 13
(イ) 「付近」について	・ ・ ・ 14
(ウ) 判断の客観性	・ ・ ・ 15
(C) 特許審査における二重基準の存在について	
(ア) 本願発明と書証甲7の発明	・ ・ ・ 16
(イ) 既に特許とされた発明と判例について	・ ・ ・ 18
(D) 「第1 判決「第4当裁判所の判断」に対する反論」のまとめ	・ 19
(E) 「付近にある中で大きめの石や岩」の重要性	・ ・ ・ 19
(F) 「付近にある中で大きめの石や岩」の意味	・ ・ ・ 20
(G) コンクリート護岸の弊害	・ ・ ・ 22
(H) 本願発明の工事	・ ・ ・ 23
第2 取消事由2について（本願発明の認定の誤りについて）	
(A) 取消事由2～5には知的財産高等裁判所の判断がありません	・ ・ 23
(B) 取消事由2の相手方の主張が間違いで不正である理由	
(ア) 取消事由2における相手方主張の間違い	・ ・ ・ 25
(イ) 構成が不明確であるとする誤った判断	・ ・ ・ 25
(ウ) 書き換えした理由	・ ・ ・ 26
(エ) 書き換えた手法の法的根拠	・ ・ ・ 26
(オ) 書き換えた文言の問題	・ ・ ・ 27
(カ) 書き換えによる結果	・ ・ ・ 27
(C) 取消事由2についてのまとめ	・ ・ ・ 28

第3	取消事由3について（引用発明1の一致点と相違点について）	
(A)	取消事由3の相手方の主張が間違いであり不正である理由	
(ア)	取消事由3における相手方主張の間違い	・・・29
(イ)	間違いであり不正である比較方法	・・・30
(ウ)	本願発明と引用発明1との明らかな相違点	・・・30
(エ)	相手方の間違えた主張	・・・31
(B)	取消事由3についてのまとめ	・・・32
第4	取消事由4について（引用発明2の一致点と相違点について）	
(A)	取消事由4の相手方主張が間違いであり不正である理由	
(ア)	取消事由4における争点と相手方主張の間違い	・・・33
(イ)	取消事由4における相手方主張の間違い（争点その1）	・・・34
(ウ)	取消事由4における相手方主張の間違い（争点その2）	・・・36
(エ)	取消事由4における相手方主張の間違い（争点その3）	・・・36
(オ)	取消事由4における相手方主張の間違いのまとめ	・・・37
第5	取消事由5について（引用発明2の相違点についての容易想到性判断の誤り）	
(A)	取消事由5の相手方の主張が間違いであり不正である理由	
(ア)	取消事由5における相手方主張の間違い	・・・38
(イ)	引用文献4について	・・・38
(ウ)	比較された発明の個々の問題点 引用文献1について	・・・39
(エ)	比較された発明の個々の問題点 引用文献2について	・・・41
(B)	「はじめに」で紹介した明らかな不正について	
(ア)	知的財産高等裁判所の判断はありません	・・・41
(イ)	申立人の主張	・・・42
第6	取消事由1～5において説明及び判断の無かった事柄について	
(A)	「Aであるか、もしくはBである」	・・・43
(B)	審決の「むすび」における不正	・・・44
(C)	知的財産高等裁判所の判決における明らかな不正	・・・45
まとめ	真摯な審理と誠実な判断を願っています	・・・45